

第 9 期 須坂市分別収集計画

(令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月)

須 坂 市

令和元年 6 月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施するものに関する基本的な事項	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計画策定の意義

私たちの生活で発生する廃棄物は、増加しつづけ、種類も多様化している。私たちが今まで大量生産、大量消費、大量廃棄を続けてきた代償として廃棄物の増加、最終処分場の残余容量のひっ迫など地球環境に多大なる影響を与えている。

廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から、廃棄物は焼却するだけでなく、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの精神に基づき、廃棄物を資源として再生利用し、循環型社会の形成を推進することが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて、容積比において一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、市民、事業者、行政が協力し、それぞれの立場で具体的な推進方策を明らかにするとともに、取り組むべき方針を示したものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 全ての関係者が一体となった取り組みによる分別収集の促進
- (2) ごみ減量化、リサイクル、再利用を目指した地域社会づくり
- (3) ごみの適正処理の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年に見直す。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙類（飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装であって前述以外のもの）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：トン)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	1,864 t	1,855 t	1,845 t	1,836 t	1,827 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 各地区（自治会）への分別排出の徹底

ごみ減量化、資源化及びごみ分別排出の徹底を図るため、地区役員向け会議や衛生担当者会議並びに広報誌等でごみの分別徹底を引き続き依頼する。

(2) ごみ指定袋に手数料を上乗せする有料化の継続実施

分別やルール of 徹底を図るため、ごみ指定袋に1ℓあたり1円の手数料を上乗せするごみ指定袋の有料化を継続実施し、可燃ごみ・不燃ごみの排出を抑制する。

(3) 買い物袋持参運動の推進

レジ袋の排出抑制のため、買い物の際は繰り返し使用できる買い物袋（マイバッグ）の持参の啓発、推進を行う。

(4) 資源回収報償金

学校・PTA・育成会・各種団体などが行う、資源物の集団回収に対し報償金を交付する。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分（第8条第2項第3号）

当市において分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	46 t		46 t		45 t		45 t		45 t	
主としてアルミ製の容器	15 t		15 t		15 t		15 t		15 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	117 t		116 t		115 t		115 t		114 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	117 t	0 t	116 t	0 t	115 t	0 t	115 t	0 t	114 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	88 t		87 t		87 t		86 t		86 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	88 t	0 t	87 t	0 t	87 t	0 t	86 t	0 t	86 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	46 t		46 t		46 t		45 t		45 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	46 t	0 t	46 t	0 t	46 t	0 t	45 t	0 t	45 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	104 t		104 t		103 t		103 t		102 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	100 t		100 t		99 t		99 t		98 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0 t	100 t	0 t	100 t	0 t	99 t	0 t	99 t	0 t	98 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	51 t		51 t		51 t		51 t		50 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	51 t	0 t	51 t	0 t	51 t	0 t	51 t	0 t	50 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	408 t		406 t		404 t		402 t		400 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	408 t	0 t	406 t	0 t	404 t	0 t	402 t	0 t	400 t	0 t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
50,477人 (対前年度比) 99.5%	50,225人 (対前年度比) 99.5%	49,974人 (対前年度比) 99.5%	49,724人 (対前年度比) 99.5%	49,475人 (対前年度比) 99.5%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集実施主体

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬の段階	選別保管の段階
スチール製容器 アルミ製容器	缶	市による定期回収	中間処理業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	市による定期回収	市ストックヤード
紙製容器	紙パック	市による定期回収	中間処理業者
段ボール	段ボール	市による定期回収	中間処理業者
その他の紙製容器包装	雑誌・雑紙類	市による定期回収	中間処理業者
ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市ストックヤード
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	市による定期回収	市ストックヤード

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

分別収集された容器包装廃棄物は、ストックヤード及び民間の中間処理業者で選別、圧縮・梱包、保管する。

分別収集の用に供する施設

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶	コンテナ	パッカー車	中間処理業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	コンテナ	平ボディ車	市ストックヤード
紙製容器	紙パック	縛って排出	パッカー車	中間処理業者
段ボール	段ボール	縛って排出	パッカー車	中間処理業者
その他の紙製容器	雑誌・雑紙類	縛って排出	パッカー車	中間処理業者
ペットボトル	ペットボトル	ネット	パッカー車	市ストックヤード
その他の プラスチック製容器	プラスチック製 容器包装	指定袋	パッカー車	市ストックヤード

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項第7号)

(1) 環境審議会

学識経験者、市民、事業所、廃棄物回収処理業者及び行政で組織し、一般廃棄物に関する重要な事項を審議する。

(2) 廃棄物減量等推進員

自主的な地域3R活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員を導入し、各自治会に2名ずつ配置する。

推進員と連携し地域のごみ減量化、資源化及び環境美化推進のため、ごみ出しマナー・ごみ分別排出の指導をする。

(3) 分別収集が正しく出されるためのごみ集積所の設置補助制度や分別収集機材の貸与などの支援を継続して実施する。

(4) 学校、市民団体等の資源回収実施団体に対する支援（報償金）を継続して実施する。